

経済要録

国内

◆日本銀行券の発行限度額の引き上げについて

大蔵大臣は、日本銀行法第三十条第一項に基づき、12月12日の閣議を経て、12月15日以降における日本銀行券の発行限度を47兆2,000億円とすることを決定した。発行限度額の引き上げは3年連続となった。

◆行政改革委員会、「規制緩和の推進に関する意見」を内閣総理大臣に提出

行政改革委員会は、平成7年4月以来、その下部組織である規制緩和委員会において規制緩和に関する審議を重ねてきたが、12月14日、「規制緩和の推進に関する意見（第1次）」を取りまとめ、内閣総理大臣あてに提出した。

同報告書は、12分野53項目にわたる規制緩和を提言しており、金融・証券・保険分野に関する規制緩和項目として以下の12項目を挙げているほか、競争政策に関する規制緩和項目の1つとして、持株会社規制、大規模会社の株式保有総額規制の廃止を提言している。

(金融・証券・保険)

1. 店頭登録株式の登録基準の見直し
2. 時価発行公募増資に係る規制の撤廃

3. 株式委託手数料の自由化
4. 証券業の免許制から登録制への移行
5. 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務分野規制の緩和
6. コマーシャルペーパー（CP）の発行適格基準、償還期間制限の緩和
7. リース、クレジット会社の社債、CPによる調達資金に係る規制緩和
8. 居住者ユーロ円債の国内還流制限の撤廃
9. 厚生年金基金の運用に係る規制緩和
10. 投資顧問業者の投資一任業務に係る規制緩和
11. 商品ファンドに係る規制緩和
12. ストック・オプション制度の創設

◆大蔵省、「証券分野の規制緩和等について」を発表

大蔵省は、12月15日、「証券分野の規制緩和等について」を発表した。その内容は以下のとおり。

1. 証券分野の規制について、大蔵省としては、これまでも、証券市場の活性化に資する観点から、市場が本来の機能を発揮する上で必要な環境整備を図るため、積極的に規制緩和措置を講じてきたところである。平成5年9月、12月及び6年7月の3回に

わたって、100項目を超える事項について規制緩和を行ったほか、本年3月に策定された「規制緩和推進計画」においても、店頭特則市場の創設、適債基準の撤廃等の措置を講じ、その着実な実施に取り組んでいる。また、本年9月の「経済対策」においても、償還期間2週間未満のCP発行の解禁や店頭特則市場の株式公開制度の整備等の措置を講じたところである。

2. このように、証券分野の規制については、これまでも絶えず検討を行い、積極的に見直しを行ってきたが、さらに、先般、証券市場が健全に発展する上で必要な環境を整備する観点から、行政手続きに関連するものに止まらず、証券業協会、取引所の自主ルール等についても、その再点検を行う趣旨で証券界よりヒアリングを実施した。

3. 本ヒアリングを踏まえて、証券分野全般にわたる見直しを行った結果、今般、下記のとおり、規制緩和措置等を講ずることとする。なお、ヒアリングを受けて、これまで既に実施したのも参考として記載したほか、規制がないにもかかわらず、あるいは、既に規制が廃止されているにもかかわらず、関係者が規制の廃止を要望していたもの等についても関係者への周知徹底の観点から、規制不存在等の確認を行ったところである。

今回の証券分野の規制緩和措置等は、証券界からのヒアリング等を踏まえた証券分野全般にわたるものであり、本措置がさらに一層証券市場の活性化に資することを期待している。

記

1. 株式市場の活性化に資する措置

(1) 株式公開制度の見直し（8年1月実施予定）

①未公開企業のストックオプション的ワラントの解禁

未公開企業が役員・従業員に報酬として無償譲渡するワラントについては、現行の公開前規制を緩和して、公開後までの保有を認める（取引所規則及び日本証券業協会規則改正）。

②公開前の株式移動規制における従業員持株会の適用除外

公開前の一定期間内における株式移動規制の対象である大株主上位10名から、従業員持株会を除外し、従業員持株会による公開予定株式の譲渡又は譲受けには制約を設けないこととする（取引所規則及び日本証券業協会規則改正）。

③入札下限価格の算定方法の改善

上場前の公募増資等の入札下限価格の算定方法として、類似会社比準価格方式により難しい場合には、他の合理的な方法を認める（取引所規則改正）。

④店頭登録申請書類の簡素化

店頭登録申請会社及び引受証券会社の事務負担を軽減する観点から、店頭登録申請時等の提出書類の簡素化を図ることとする（日本証券業協会規則改正）。

⑤公開前の株式移動状況の開示に係る記載事項の簡素化

株式公開時の有価証券届出書において開示される規制期間中の株式移動の際の移動価格について記載を簡素化する（通達改正）。

(2) 取引所上場基準の見直し（8年1月実施予定）

①合併、子会社化等に係る上場申請不受理基準の緩和

合併、子会社化等の事由による新規上場申請の不受理に関する基準のうち、未公開企業等に適用される基準を緩和する（取引所規則改正）。

②東証外国部上場企業に係る設立後経過年数要件の緩和

東証外国部の上場基準のうち、設立後経過年数について5年から3年に緩和する（取引所規則改正）。

2. 公社債市場の整備等に係る措置

(1) 発行市場の整備

①CP発行に係る規制の緩和（8年4月実施予定）

CPの発行適格基準について、取引所に上場していること又は証券取引法上の継続開示を3年以上行っていることとの要件を徹底するとともに、投資適格としては最低の水準であるA-3格相当以上の短期格付に引き下げる（現在はA-2格相当以上）（通達改正）。

また、CPの償還期間について、これまでの9ヶ月以内との制限を短期金融商品の期間としては最も長い1年未満に緩和する（通達改正）。

②ゼロ・クーポンCB、プット・オプションCBの発行（7年12月実施予定）

割引発行方式のCB、投資家が途中で償還を要求できる権利の付いたCBについては自由に発行することができる。

(2) 流通市場の整備

①債権貸借取引に係る担保金の下限撤廃（平成8年1月実施予定）

債権の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から受け入れる担保金について、貸出対象債権の時価105%以上とするとの制限を撤廃する（日本証券業協会規則改正）。

②選択権付債権売買取引の売買証拠金受入れ不要対象の拡大（8年3月実施予定）

選択権付債権売買取引の売買証拠金受入れを不要とする者の適用対象を拡大し、共済連を追加する（省令改正）。

(3) クロス・ボーダー取引の促進（8年4月実施予定）

①居住者ユーロ円債の還流制限の見直し

居住者ユーロ円債の還流制限については、還流制限期間をこれまでの90日から40日に短縮する（新聞発表）。また、平成10年4月を目処に還流制限を完全撤廃する方向で検討する。

②海外CPの国内持ち込みルールの緩和

海外で発行されたCP（海外CP）については、A-2格相当以上の格付が付与されていること、償還期間が9ヶ月以内のものであること等が国内持ち込みに当たっての要件となっているが、これらの要件について、A-3格相当以上の格付を取得していること、償還期間が1年未満であることに各々緩和を行う（通達及び日本証券業協会規則改正）。

3. 証券会社経営のリストラ支援に資する措置

(1) 法定帳簿の記載要領等の見直し（8年1月実施予定）

注文伝票について、コンピューターに直接入力して作成することを認めることとする（通達改正）。

(2) 各種申請・報告等の見直し

① 累積投資業務の承認申請手続の見直し（8年1月実施予定）

累積投資業務の承認申請手続のうち、商品の追加のみで業務内容方法書及び契約約款に変更を要しないものについては、届出のみで承認申請を不要とする（通達改正）。

② 各種報告書の廃止（7年12月実施予定。但し、ニ、ト及びチについては8年1月実施予定）

以下の報告書については廃止する。

- イ. 給与支給状況表（通達改正）
- ロ. 借用不動産等明細表（通達改正）
- ハ. 軽微な事故に係る事故発生報告書（通達改正）
- ニ. 「役員又は主要株主の売買報告書」提出時に添付する売買報告件数票（通達改正）
- ホ. 預り資産等報告
- ヘ. 証券会社における係争中の訴訟事件等の状況報告
- ト. 事務処理ミスに係る事故顛末報告書（日本証券業協会規則改正）
- チ. 事故確認に係る金銭等の支払完了報告書（日本証券業協会規則改正）

4. ディスクロージャーの簡素化・弾力化に資する措置

(1) 要約仮目論見書の活用（7年12月実施予定）

要約仮目論見書について、有価証券届出書の効力発生日以後における使用、図画・写真等による表示及び一般的な経営分析指標の記載が可能であることを明確化することにより、要約仮目論見書の活用を図り、個人投資家等への分かりやすい情報提供を可能とする（通達改正）。

(2) 海外発行証券の国内少額販売に係る開示手続の明確化（7年12月実施予定）

海外で発行された証券が国内に持ち込まれ、一証券会社による売付総額が過去6か月通算して5億円未満となる場合には、投資家への「外国証券内容説明書」の交付が不要である旨明確化する（日本証券業協会通知）。

5. その他規制緩和措置

(1) 預託証券（DR）の国内持込みに係る要件緩和（7年12月実施予定）

証券会社によるDRの国内持込みに係る要件を次のとおり緩和する。

- ① DRと原券とが交換可能でなければならないとの要件を撤廃する。
- ② DRを一般投資家が取得しうるための要件として、DRが指定外国有価証券取引所に上場等されていればよい（原券が指定外国有価証券取引所に上場等されている必要はない）ものとする（日本証券業協会通知）。

(2) 持株会の繰越金の運用対象の拡大（8年1月実施予定）

持株会の繰越金の運用対象については、その制限（現在は普通預金と中国ファンドに限定）を撤廃する（日本証券業協会ガイドライン改正）。

(3) 財務コンサルティングの位置付けの明確化（8年3月実施予定）

財務コンサルティングについては、兼業業務あるいは付随業務として位置付けることによって手数料を受け入れることを可能とする（通達改正）。

(4) 信用取引買付株券の大量保有報告対象からの除外等（8年1月実施予定）

顧客の信用取引買付株券については、証券会社の大量保有報告の対象外とする（省令改正）。

(5) (財) 証券保管振替機構における募集株式等の払込期日前一括預入れの導入（8年1月実施予定）

発行会社の発行コストや参加者（証券会社等）の事務手続、コストの節減に資するため、(財) 証券保管振替機構において、払込期日前の募集株式及び上場・店頭登録日前の売出し株券の取扱いを実施する（(財) 証券保管振替機構業務規程改正）。

(6) 投資信託に係る運用規制の見直し（7年12月実施予定）

関係証券会社引受額に占める委託会社の取得額規制を撤廃する（証券投資信託

協会理事会決議）。

6. ヒアリング等を受けて規制緩和措置を既に公表ないし実施したもの

(1) 株式公開制度の見直し

①配分地域に係る証券取引所要請の廃止（7年11月実施済）

新規公開株の配分について証券取引所周辺地域の顧客に対して一定割合以上を割当てるという証券取引所の要請を廃止した。

②店頭特則銘柄の会計監査要件の弾力化（7年10月実施済）

店頭特則銘柄の登録申請時には、直前2事業年度の監査報告書が必要であるが、経過措置として、直前事業年度分で足りることとした（省令及び日本証券業協会規則改正）。

③上場申請書類の簡素化（7年11月公表済。8年4月実施予定）

上場申請会社及び引受証券会社の事務負担を軽減する観点から、上場申請時の提出書類の簡素化を図る（取引所規則改正）。

(2) 取引所上場基準の見直し（7年11月公表済。8年1月実施予定。但し、⑥については8年4月実施予定）

①東証第二部上場基準の緩和

近年の経済情勢等を踏まえ、未上場企業の株式公開を促進する観点から、少数特定者持株比率、最近3年間の利益の額等の市場第二部上場基準を緩和する（取引所規則改正）。

②特則銘柄制度の創設

ニュービジネスの育成等の観点から、一定の売上実績のあるベンチャー企業等や新規事業への進出によりリストラに取り組む企業向けに、上場基準を大幅に緩和した特則市場を各証券取引所に創設する（取引所規則改正）。

③大証・名証の第二部と新二部の統合等

特則市場の創設に伴い、市場構造を簡素化する観点から、大証・名証において市場第二部と新二部を統合し、各取引所周辺企業には現行の新二部の上場基準が適用される。また、地方取引所においても、これに準じて、通常部と地域産業育成部を統合する（取引所規則改正）。

④子会社の上場要件の弾力化及び明確化

現在、外販比率等外形的な基準に基づく子会社の上場審査について、子会社の経営の独立性の確保に配慮しつつ、上場要件を弾力化するとともに、審査基準を規則上明確化する（取引所規則改正）。

⑤市場第一部銘柄指定基準の緩和

少数特定者持株比率に係る上場基準の緩和に伴い、市場第一部銘柄指定基準のうち、株式分布に係る基準の充足が必要な事業年度を最近2年間から1年間に短縮する（取引所規則改正）。

⑥上場審査に係る運用取扱いの明確化

上場審査の各審査項目について、規則上、その内容を明確にし、基準の透明性を高める観点から、株券上場審査基準の規定を整備する（取引所規則改正）。

(3) 個人投資家の株式投資促進（7年10月実施済）

①「株式ミニ投資」の取扱手数料の自由設定

本年10月より導入された「株式ミニ投資」は、証券会社と投資家との間で単位未満株券の相対売買を行うスキームになっている。そのため、証券会社が投資家から徴求する取扱手数料は、各証券会社の裁量で自由に設定することができることとなっている。

②安定操作取引規制のうち証券会社の自己買付け規制の緩和

株式累積投資に係る証券会社の自己買付けについては、安定操作取引規制の適用除外とした（取引所規則及び日本証券業協会規則改正）。

(4) 公社債市場の整備

①CB、ワラントの上場・廃止基準の見直し（7年11月公表済。8年1月実施予定）

CB、ワラントの上場要件について、
(イ) 発行額面総額が20億円以上40億円未満の場合の消化件数を従来の2,000件から1,000件に引き下げる、

(ロ) 発行規模の多寡に拘わらず、発行会社の選択により100万円券による発行を認めることとする。

また、CB、ワラントの上場廃止基準のうち、3ヶ月間売買が成立していない場合には上場を廃止するとの基準を撤廃する（取引所規則改正）。

②債権貸借取引に係る付利制限の撤廃
(7年9月公表済。8年1月実施予定)

債権の貸借取引において、金融機関、証券会社が貸出者となる場合に借入者から担保として受け入れた現金に対して課している付利制限を撤廃する(日本証券業協会規則改正)。

③国債のローリング決済方式の導入(7年11月公表済。8年10月実施予定)

現行の国債に係る決済は、毎月「五・十日」に集中的に行われるものであるが、このような「五・十日」決済を改めて、取引日の7営業日後に順次、毎日決済を行っていくローリング決済方式を導入する。

④外貨建てワラントに係るマーケットメイク制度の改善(7年10月実施済)

外貨建てワラントに係るマーケットメイク制度について、より一層の価格の透明性、取引の公正性を確保し、流通面における整備・改善を図るとの観点から、

(イ) マーケットメイクを原則として行使期限の直前まで行う、

(ロ) マーケットメイク銘柄の割当制度を廃止し、マーケットメイカーは任意にマーケットメイクを行う銘柄を選定する、

等のマーケットメイク制度の改善を図った(日本証券業協会規則改正)。

⑤ユーロ円C Pの環流制限の撤廃(7年10月実施済)

海外で発行されたユーロ円C Pは発行後2週間国内に持ち込むことはでき

ないとの環流制限を、本年10月に撤廃した(通達及び日本証券業協会規則改正)。

(5) 投資信託に係る広告規制の見直し(7年10月実施済)

①金利比較広告及びMMF実績表示の緩和
金利比較広告及びMMFの実績表示については、投資信託に係る広告規制の見直しを行い、その緩和を図った(証券投資信託協会規則改正)。

②受益証券説明書の簡素化

受益証券説明書に加え証券会社が簡素化した説明書を活用することについても、広告規制の見直しにより、証券会社の自主的判断によることとされた(証券投資信託協会規則改正)。

(6) MMF等の商品性改善(7年9月実施済)

株式ミニ投資の株式配当金によるMMF、中国ファンドの1円以上1円単位での購入を認めた。

(7) 歩合外務員の資格基準の緩和(7年11月実施済)

歩合外務員の資格基準のうち、「経験年数10年以上」という要件については、「7年以上」に短縮した(日本証券業協会規則改正)。

(8) 懸賞広告規制の緩和(7年10月実施済)

懸賞広告については、景表法の範囲内で広告を使って景品類を提供できることとした(日本証券業協会規則改正)。

7. 規則不存在等の確認

(1) ディスクロージャー関係

- ①外国投信に係る届出方法については、既に有価証券届出書を有価証券報告書等と一体化して提出することが認められている。
- ②民営化前の事業年度に係る海外民営化会社の財務書類について、一律に過去5年分の開示は求められていない。
- ③本国基準をベースに作成され、米国基準により調整された財務書類については、投資家保護の観点から問題がないと認められる場合には、既にその開示が認められている。
- ④証券取引法の対象とならない海外投資家への勧誘において、英語の目論見書を使用することについて規制はない。

(2) 投資信託関係

- ①投資信託の商品設計については、投信会社の創意工夫を尊重しており、信託期間が1年の単位型投資信託の設定を認めないという規制はない。
- ②募集手数料及び信託報酬をどのような体系で徴求するかは投信会社及び証券会社の判断で決められるべき問題であり、規制はない。
- ③投資信託約款の個別承認については、平成5年11月に実施した信託約款承認基準の明確化、承認手続きの簡素化等の運用改善措置により、類型化されたものについて自動承認制が導入されるなど全承認申請案件の9割以上が2～

3日で承認されており、既にその迅速化が図られている。

- ④半期運用報告書の送付手段について、規制はない。例えば、FAXを利用した投資家への送付も可能である。
- ### (3) その他
- ①信用取引において、同一顧客が同一銘柄の売建てと買建てを同時に行って差支えない。
 - ②非貸借銘柄の信用取引の受託については、各証券会社が自主的に業務方法書の添付書類である信用取引規程等で禁止しており、同規程の変更を届け出ることにより受託が可能である。
 - ③遠隔地の顧客との取引については、何ら禁止等の規制はなされていない。
 - ④非居住者が国内で発行する債券（サムライ債）について、商法の規定に抵触しない限り、社債管理会社不設置型の債券を発行することが可能である。
 - ⑤現先取引の自己買向かいを行うことは可能である。
 - ⑥登録国債・振込国債については、受渡有価証券記番号帳による記番号管理の対象外である。

◆平成8年度の政府経済見通しについて

政府は、12月19日、「平成8年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議決定した。経済見通しに係る主要経済指標は以下のとおり。

主要経済指標

	6年度 (実績)	7年度 (実績見込み)	8年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				7年度		8年度	
1. 国内総生産 国内総生産 民間最終消費支出 民間住宅 民間企業設備 国民総生産	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
	478.6	482.9	496.0	0.9	1.2	2.7	2.5
	286.3	289.4	297.2	1.1	1.4	2.7	2.3
	26.2	24.1	24.7	△8.3	△8.1	2.6	2.2
	69.6	69.8	72.3	0.2	1.8	3.6	4.1
	482.4	487.2	500.7	1.0	1.3	2.8	2.5
2. 雇労働者総人口数	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
	6,650 6,455	6,675 6,460	6,695 6,485	0.4 0.1		0.3 0.4	
3. 鉱工業生産指数 対前年度比増減率	%	%程度	%程度				
	3.1	1.1	3.5	—		—	
4. 物価総合卸売物価指数 対前年度騰落率 消費者物価指数 対前年度騰落率	%	%程度	%程度				
	△1.6 0.4	△0.8 0.0	0.1 0.5	— —		— —	
5. 国際収支 貿易・サービス収支 貿易収支 輸出入 経常収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
	9.1	6.3	5.7	—		—	
	14.1	11.7	11.5	—		—	
	39.5	39.6	42.5	0.3		7.3	
	25.4	27.9	31.0	9.9		11.1	
12.4	10.0	9.7	—		—		

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、本文において表明されている経済運営の下で想定された平成8年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。

◆住専問題の具体的処理方策について

政府は、12月19日、「住専問題の具体的な処理方策について」を閣議決定した。その内容は以下のとおり。

住宅金融専門会社（以下「住専」という。）をめぐる問題は、金融機関の不良債権問題における象徴的かつ喫緊の課題である。我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せ

るためにも、その早期解決が是非とも必要である。そのため、住専問題に係る透明性の確保、種々の責任の明確化等を図りつつ、下記のとおり、具体的な方策を講ずるものとする。

記

1. 損失の処理

住専処理機構を設立し、住専の資産等を引き継ぐこととし、回収不能な不良債権に係る損失見込額（7社計で約6兆2,700億円）及び欠損見込額（約1,400億円）について処理する。

2. 関係金融機関に対する要請

関係金融機関に対し、次により対応することを要請する。

- (1) 母体行は、住専に対する債権約3兆5,000億円の全額を放棄する。また、住専処理機構への出資及び低利融資を行う。
- (2) 一般行は、住専に対する債権のうち約1兆7,000億円を放棄する。また、住専処理機構への低利融資を行う。
- (3) 系統金融機関は、貸付債権の全額返済を前提として、住専処理機構に対する約5,300億円の贈与及び住専処理機構への低利融資の協力を行う。

3. 公的関与

- (1) 政府は、預金保険機構に住専勘定を設け、平成8年度当初予算において、同勘定に対して6,800億円を支出する。同勘定は、住専処理機構に対し、同年度以降、同機構の保有する債権の回収可能性の精査及び整理状況を踏まえて支出を行う。
- (2) 預金保険機構住専勘定は、住専処理機構において住専から引き継いだ資産に係る損失が生じた場合、その一部を補てんする。
また、政府は、同勘定に損失が生じた場合に、適切な財政措置を講ずる。
- (3) 政府は、平成8年度当初予算において、預金保険機構に対し、同機構の運営を強化するために、50億円の追加出資を行う。

- (4) 日本銀行に対し、預金保険機構への出資及び同機構住専勘定への資金供与を行うよう要請する。

4. 債権回収の促進

住専処理機構は、預金保険機構の指導の下、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得て、法的手段等を活用しつつ、債権の回収を強力に行う。両機構は、法務・検察当局及び警察当局と緊密な連携を図る。

5. 以上について、所要の法的措置を講ずるとともに、関係機関による調整が行われ、適切な処理計画が策定された住専から、速やかに住専処理機構に対し資産等の譲渡を行い、その処理を着実に進めていくこととする。

◆証券取引所上場基準の緩和について

東京証券取引所は、12月19日の理事会において、①株券上場審査基準等の改正、②上場基準に関する特則の新設、を正式決定した。これらにより従来東証2部市場の上場基準が緩和されるとともに、新規性のある事業を行っている企業の上場を想定した2部特別市場が創設されることになった（平成8年1月1日より施行）。内容は以下のとおり。

また、大阪、名古屋両証券取引所についても、①現在の市場第2部と市場第2部特別指定銘柄（新2部）を統合し、その上場審査基準等を緩和、②研究開発型ベンチャー企業および事業転換に取り組む中小企業を対象に「市場第2部特別銘柄制度」を創設、を正式決定した（平成8年1月

1日より施行)。

(株券上場審査基準等の改正<東京証券取引所>)

1. 株券上場審査基準の改正関係

(1) 少数特定者持株数

上場時点における少数特定者持株数(大株主上位10名および特別利害関係者が所有する株式の総数)の上場株式数に占める割合を、現行の70%以下から75%以下に引き上げ。

(2) 設立後経過年数

株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までの期間を、現行の5年以上(分社化会社については3年以上)から3年以上(同2年以上)に短縮。

(3) 利益の額

最近3年間の利益基準について、最初の1年間および次の1年間で1億円以上、最近1年間は4億円以上で、かつ、1株当たり利益の額について、3年前または2年前は15円以上、1年前は20円以上、と緩和。

(4) 利益配当

東京周辺(関東地方、東北地方、静岡県、長野県、山梨県)の未公開会社については、上場前における配当実績を求めない(従来基準は、最近1年間利益配当を行っており、かつ、上場後継続して5円以上の利益配当を行える見込みのあること)。

2. 子会社上場に関する基準

(1) 親会社等との事業上の関係

- ①新規上場申請者または親会社等の不利益となる取引行為を親会社等または新規上場申請者が不当に誘引または強制していないこと。
- ②新規上場申請者と親会社等が、通常取引の条件と著しく異なる条件で取引を行っていないこと。
- ③新規上場申請者が事実上、親会社等の1事業部門と認められる状況にないこと。

(2) 新規上場申請者と親会社等との人的関係

- ①新規上場申請者の取締役が、親会社等の常勤の取締役または従業員を兼ねていないこと。
- ②新規上場申請者の経営組織上の管理または重要な事業部門の従業員構成が、親会社等からの出向者に依存している状況にないこと。

(3) 親会社等の企業内容の開示の状況

新規上場申請者の親会社等が発行する株券が国内の証券取引所に上場または日本証券業協会に登録されていること。

親会社等が上記以外の継続開示会社であること。この場合、当該親会社等が新規上場申請者を通じて「上場有価証券の発行者の通告等に関する規則」に基づく通告等を行うこと、および投資判断に重要な影響を与える当該親会社等の情報を投資者に対して適時、適切に開示することを要するものとする。

3. 上場株券の市場第1部銘柄指定基準の改正関係

(1) 株式の分布状況

最近1事業年度の末日において基準を充足していることとする（従来は最近2事業年度の末日）。

（上場基準の特則設定＜東京証券取引所＞）

1. 上場審査基準

(1) 対象企業

新規性を有する事業を行っている企業を対象。この場合、新規事業を企業化した日の属する事業年度の直前事業年度における研究開発費が売上高の3%以上であること、当該新規事業を企業化してから15年が経過していないこと、また、上場申請日の直前事業年度において、当該新規事業に係る売上高が総売上高の20%以上であること。

(2) 上場株式数

上場申請日の直前事業年度の末日において200万株以上。

(3) 株式の分布状況

①公開株式数

上場時の公開株式数が50万株以上となる見込みのあること。

②株主数

上場時の株主数が300人以上となる見込みのあること。

(4) 設立後経過年数

基準なし。

(5) 株主資本（純資産）の額

上場申請日の直前事業年度の末日における株主資本（純資産）の額が2億円以上。

(6) 利益の額

上場申請日の直前事業年度において、1株当たり10円以上の利益を計上していること。ただし、新規事業が利益を計上していない場合には、新規事業以外の事業部門において1株当たり10円以上の利益を計上しており、かつ、上場申請日の直前事業年度において利益を計上していること。

(7) 利益配当

基準なし。

(8) 財務諸表等の虚偽記載

最近2年間に終了する各事業年度の財務諸表等について、「虚偽記載」を行っていないこと。

最近1年間に終了する各事業年度の財務諸表等に係る監査意見について、原則として「無限定・適正」であること。

(9) その他

現行の株券上場審査基準と同様。

◆平成7年度一般会計第3次補正予算案および財政投融资計画追加について

政府は、12月20日、平成7年度一般会計第3次補正予算案および財政投融资計画追加を閣議決定した。その概要は以下のとおり。

平成7年度一般会計第3次補正予算案

(単位 億円)

		増減(△)額
歳入	1. 税 外 収 入	△ 29,120
	2. 税 外 収 入	16
	3. 公債金(特例公債)	19,060
	合 計	△ 10,044
歳出	1. 地方交付税交付金	△ 9,133
	2. 既定経費の節減	△ 911
	合 計	△ 10,044

平成7年度財政投融资追加

(単位 億円)

		追加額
	日本国有鉄道清算事業団	3,078
	合 計	3,078

◆金融制度調査会、「金融システム安定化のための諸施策」を答申

金融制度調査会は、12月22日、「金融システム安定化のための諸施策」を大蔵大臣あてに答申した。その概要は以下のとおり。

1. 不良債権問題の早期処理と今後の金融システムのあり方

市場規律の発揮と自己責任原則の徹底を基本とした透明性の高い金融システムを早急に構築する必要がある。このためディスクロージャーの推進や金融機関経営の健全性確保のための透明性の高い新しい行政手法の導入が必要。また、破綻処理においては、先送りではなく果敢な対応が必要であり、破綻処理手法の整備、預金保険の発動方式の多様化等が必要。

一方、今後概ね5年の間は預金者保護、信用秩序維持に最大限の努力を払う必要が

あり、通常の預金保険の発動を超えた法制度面、資金面、組織面からの特別の対応が必要。

2. 金融機関経営の健全性確保のための方策

(1) ディスクロージャーの推進

地域銀行においてはできるだけ早期の開示完了が、信用金庫、労働金庫及び信用組合においても原則として98年3月期までに不良債権のディスクロージャーの完了が必要。

(2) 早期是正措置の導入

自己資本比率等の客観的な指標に基づき業務改善命令等の措置を適時に講じていく早期是正措置を導入する必要あり。

3. 金融機関の破綻処理のあり方

(1) 基本的考え方

金融機関の破綻処理において、預金保険の発動により保護されるべきは預金者、信用秩序であり、破綻金融機関、経営者、株主・出資者、従業員ではない。従って、預金保険の発動に際しては、

- (ア) 破綻金融機関は存続させないこと、
- (イ) 経営者の退任及び民事・刑事上の厳格な責任追及が行われること、
- (ウ) 株主・出資者の損失負担が行われること、

が前提条件。また、資金援助方式が発動される場合は、徹底的な合理化計画の策定・実施や関係金融機関による協力が必要。

もとより、経営破綻に際して、借り手への責任追及、債権回収の徹底が重要であることは言うまでもない。

(2) 破綻処理手続の整備、預金保険制度の見直し等

円滑な破綻処理を可能とするため、以下の法制面の手当てが必要。

①司法上の倒産手続を用いた金融機関の破綻処理手続の整備、具体的には、

(ア) 監督当局への倒産手続開始の申立権の付与、

(イ) 会社更正手続をベースとする処理手続の整備、

(ウ) 預金保険機構への預金者代理機能の付与、

等が必要。

②破綻処理方法の多様化のため預金等債権買取制度や預金設定方式の導入が必要。なお、利子の付保対象化については、預金者、金融機関のモラルハザードを助長しかねず、今回は行わないことが適当。

(3) 当面の破綻処理のための時限的枠組み
当面の破綻処理のため、以下の時限的枠組が必要。

①預金保険機構の中に今後5年間の臨時異例の措置として特別基金を設け、同特別基金からペイオフコストを超える資金援助を行う。

②特別基金の財源としては、新たに制度化する特別保険料（仮称）を一般保険料に付加する形で徴収し、保険料率は一般保険料で現行料率の4倍程度、特別保険料で3倍程度、合計7倍程度の水準に引き上げる。

③特別基金には一般の金融機関を対象と

する「一般金融機関特別勘定（仮称）」と信用組合を対象とする「信用組合特別勘定（仮称）」を設け、区分経理を行う。また、特別基金に受皿金融機関への出資機能を付与することが適当。

4. 信用組合を巡る諸問題

(1) 信用組合の業態転換について

一般の金融機関としての性格を強めている信用組合については、経営判断を明確にさせ、信用金庫を含む他業態への転換につき法令の規定に基づき適切に対応していく必要がある。

(2) 信用組合に対する検査・監督の充実

国と知事の連携強化、国の知事に対する指揮監督権の適切な行使等を確保するため、国と知事との間の定例協議の設置や、国と知事との共同検査を早期是正措置の一環として位置付け発動基準の明確化を図ることが適当。

(3) 信用組合等の健全性確保

①信用組合の役員等の兼職等については、原則として常務に従事する役員等について禁止することが適当。また、兼職等が認められる場合であっても、常勤役員等の兼職等の状況や兼職先等への投融資状況を開示することが適当。

②信用金庫、労働金庫、信用組合における外部監査制の導入や員外監事の登用については、原則として一定規模以上かつ一定の員外預金比率以上のものを対象にすることが適当。

5. 信用組合の破綻処理について

(1) 公的資金の関与

- ①多くの金融機関が巨額の不良債権を抱え信用不安を醸成しやすい最近の金融環境下においては、金融システム内の最大限の負担によってもなお破綻処理費用が賄えない場合の備えを確保しておくことにより、預金者保護、信用秩序の維持に最大限の努力を払う必要がある。その場合の負担は、金融システム安定の間接的受益者である納税者に求めることとせざるを得ない。
- ②これまでの破綻状況等に鑑みれば、公的資金の導入は特別基金の信用組合特別勘定に限定することが適当。具体的には、5年後に一般金融機関特別勘定の黒字を充当してもなお信用組合特別勘定に赤字が生じている場合には、政府が同勘定に適切な財政措置を講ずることとする。
 なお、納税者に安易に負担を求めるべきではないこと等を踏まえると、3年後に勘定の損益の状況、金融機関の財務状況等を勘案の上、特別保険料の適正な見直しを行うことが適当。
- ③都道府県の財政支援は、あくまで個別の判断に基づくものではあるが、今後とも行われることが期待される。財政支援を行う場合には、従来の事例等に鑑みれば、受皿・回収機関に対し、不良債権の回収経費の一部として拠出することが考えられる。

(2) 整理回収銀行（仮称）の整備

- ①今後5年間に生じうる信用組合の破綻

処理を円滑に行うための時限的な受皿・回収機関として、現在の東京共同銀行を抜本的に改組し、整理回収銀行とすることが適当。

- ②引き継いだ不良債権については、整理回収銀行は、法律家、不動産取引の専門家等の参加、協力を得て、法的手段を活用しつつ、債権の回収を強力に進める必要がある。そのため、整理銀行は、法務・検察当局及び警察当局と緊密な連携を図る必要がある。
- ③整理回収銀行に対しては預金保険機構が特別基金から出資を行うとともに、その業務運営全般について適切な助言を行っていくことが適当。

6. 住専問題

我が国金融システムの安定性とそれに対する内外からの信頼を確保し、預金者保護に資するとともに、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため、住専問題の早期解決が是非とも必要。

今般、政府及び与党合意を踏まえ、政府において、関係金融機関の最大限の対応を求めた上で、公的資金の導入も含めた臨時異例の措置が決断されたこともやむを得ないと考えますが、今後国民の理解を得るためには、以下の種々の責任の明確化について厳正な取り組みが不可欠。

- ①住専及び関係金融機関における責任の明確化を行う。
- ②借り手の責任の追及のため、法的手段等を活用しつつ、担保不動産の処分、債権の回収を強力に進める。
- ③行政当局においても、過去の政策の総

点検を行うとともに、今後の金融行政を質的に転換し、市場規律に基づく透明性の高い金融システムに即応したものとす。

なお、当調査会としては、今般の処理策が今後適正に実行されることにつき、注視する。

◆平成8年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案について

政府は、12月25日、平成8年度一般会計予算および財政投融资計画の政府案を閣議決定した(大蔵原案の内示は12月20日)。その概要は以下のとおり。

平成8年度一般会計予算案

(単位 億円、%)

		8年度	7年度 当初予算比 増減(Δ)率
歳入	租税および印紙収入	513,450	△ 4.4
	その他収入	27,309	△41.4
	うち国債整理基金特会受入	1,715	△ 0.6
	その他収入	25,594	△42.9
	公債	210,290	66.9
	合 計	751,049	5.8
歳出	一般歳出	431,409	2.4
	うち社会保障関係費	142,879	2.6
	恩給関係費	16,590	△ 3.9
	文教・科学振興費	62,270	2.5
	防衛関係費	48,455	2.6
	公共事業関係費	84,899	4.7
	経済協力費	10,715	3.5
	中小企業対策費	1,855	△ 0.1
	エネルギー対策費	6,923	1.5
	主要食糧関係費	2,705	△ 0.7
	その他の事項経費	50,618	0.2
	予備	3,500	0.0
	国債	163,752	23.9
	地方交付税交付金	136,038	2.9
	産業投資特別会計へ繰入等	13,000	△46.0
	緊急金融安定化資金	6,850	—
	合 計	751,049	5.8

平成8年度財政投融资計画

(単位 億円、%)

		8年度	7年度 当初計画比 増減(Δ)率
原資内訳	産業投資特別会計	650	△ 0.9
	資金運用部資金	419,097	14.2
	簡保資金	86,500	5.7
	政府保証債・政府保証借入金	31,000	△ 4.6
	うち政府保証債	31,000	△ 4.6
合 計	537,247	11.5	
運用先別内訳	住宅関連機関	121,433	1.2
	うち住宅金融公庫	109,098	2.6
	住宅・都市整備公団	12,335	△10.3
	中小企業関連機関	55,066	△12.6
	うち国民金融公庫	31,900	△ 1.8
	中小企業金融公庫	18,700	△27.3
	環境衛生金融公庫	3,615	△ 6.3
	その他公庫・銀行	32,532	△20.3
	うち日本開発銀行	14,340	△24.8
	日本輸出入銀行	10,700	△17.1
その他公団・事業団等	92,126	△ 0.7	
	うち年金福祉事業団	21,319	△ 1.1
	日本道路公団	19,260	0.8
	日本国有鉄道清算事業団	10,047	10.4
	首都高速道路公団	4,148	0.1
	日本鉄道建設公団	1,438	△26.8
	地方	104,180	21.5
	うち地方公共団体	87,300	20.4
	公営企業金融公庫	16,880	27.5
	資金運用事業分	85,910	8.1
うち郵便貯金特別会計	50,000	0.0	
年金福祉事業団	18,910	△ 3.0	
簡保福祉事業団	17,000	70.0	
合 計	491,247	1.9	

(注) 原資内訳合計と運用先別内訳合計との差額は、資金運用部資金による国債引受け(46,000億円)。

◆行革大綱について

政府は、12月25日、「当面の行政改革の推進方策について」(行革大綱)を閣議決定した。大綱では、①規制緩和の推進、②特殊法人等の改革の推進、③地方分権の推進、④補助金等の整

理合理化、⑤行政情報公開の推進、行政手続の適正化、⑥行政組織の合理化等、⑦内閣の総合調整機能の充実、⑧行政の情報化、等を挙げている。

◆海外店考査等の改善・強化策について

日本銀行は、12月26日、大和銀行事件を踏まえ、海外店考査等の改善・強化策について発表した。その概要は以下のとおり。

1. 海外店考査等の見直し

(1) 在ニューヨーク主要邦銀支店の重点チェック

主要邦銀のニューヨーク支店に対して、マーケット・リスク管理面および事務・内部管理面を中心にリスク管理体制をチェック・指導するために、専担チームを編成し、臨店考査を実施する（本施策については、春先には一応の^{めど}を付ける予定）。

(2) 本店考査時における海外臨店の充実

従来より国際業務のウエイトが相対的に高い主要行のニューヨークおよびロンドンを中心とした海外店に対して本体考査に対する考査と同時に臨店調査を実施してきたが、こうした海外臨店対象行を都市銀行、長期信用銀行、信託銀行（ただし日本信託を除く）の3業態すべてに拡大する。また、同対象地域についても、近年の邦銀のアジア重視戦略を眺め、アジア拠点をも明示的に加える。

海外臨店時の調査内容についても、

マーケット・リスク管理面（相互牽制の実効性やシステム・サポートの機能度等）および事務・内部管理面（海外店における内部監査人や法令遵守責任者の機能度等内部検査・監査体制の充実度等）でのリスク管理体制のチェックに従来以上にウエイトを置く。

2. 考査手法の高度化

(1) マニュアル整備等

在ニューヨーク主要邦銀支店の重点チェック（前述）等を通じて浮き彫りとなったリスク管理上のポイントを実地考査のための各種マニュアルに反映させる等、全体としてより高度な考査手法・ノウハウを蓄積する。

(2) 汎用監査プログラムの活用

実地考査における事務管理面につき、考査先の事務処理の堅確さ（例えばロスカット・ルールの遵守状況等）等をより効果的にチェックするとの観点から、これまでも活用してきた汎用監査プログラム（考査先のコンピュータファイルに直接アクセスすることにより業務活動等チェックするもの）を今後より一層活用していく。

(3) 改訂版「リスク管理チェックリスト」の開示

実地考査全般において、考査先のリスク管理整備状況の調査体制を一段と堅確化するべく、62年12月に策定した「リスク管理チェックリスト」を、これまでの金利自由化・金融技術革新の影響等を織

り込むとともに、7年4月に策定した「デリバティブ取引に関するリスク管理チェックリスト」との統合を図ることで、全面的に改訂する。

なお、この改定作業が完了した後は、個々の金融機関が自己責任原則に基づいてリスク管理体制を自ら点検・整備していく上での一助となることを期待し、現行チェックリスト同様改訂チェックリストについても審査先金融機関等に開示する予定。

3. 海外中央銀行等との連携強化

従来より海外中央銀行等との会合や海外臨店の際の現地当局の訪問などを通じて情報交換を行ってきたが、今後は、さらに審査局長等が海外中央銀行等を訪問するなどして、邦銀の経営全般につき意見交換を行い得る場を定期的に設ける。

また、海外中央銀行等との間で実地審査に携わる職員の研修派遣・受け入れを積極的に行い、審査体制や審査手法等に関する相互理解をこれまで以上に深めていく。

◆大蔵省、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」を発表

大蔵省は、12月26日、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」を発表した。その内容は以下のとおり。

金融の自由化・国際化に伴って金融機関が直面するリスクが多様化、複雑化する中で、一連の中小金融機関の経営破綻と銀行の海外

拠点の不祥事が生じたことは、新しい金融状況に対応する我が国の金融機関のリスク管理体制及び海外業務体制が不十分であることを示すものと考えられる。また、監督当局においても、監督・検査を通じた事前の経営チェックが十分に機能せず、銀行の内部管理の実態を的確に把握し得なかったことは否定できない。本委員会としては、今回の大和銀行の一連の事件を契機として、金融機関の経営の健全性確保が喫緊の課題であるとの認識の下、金融機関自身のリスク管理・内部管理のあり方及び監督当局の役割について、改めて見直しを行うこととした。

金融の自由化・国際化の流れの中で、金融機関が抱えるリスクが質量ともに拡大していることにかんがみれば、金融機関の経営の安定のため、個々の金融機関が自己責任原則の下でリスク管理能力を高めることを促すとともに、監督当局においては「業務規制の緩和」に対応した「監督・検査の充実」を図ることが課題である。

特に、今後の金融行政の在り方については、これまでの保護的規制行政から市場によるチェック機能を一層活用する行政への大胆な転換が求められている。その上で、市場規律を補完するものとして、監督当局は、金融機関自身によるリスク管理・内部管理体制の徹底を求めるとともに、その整備状況を検査・モニタリング等を通じて把握し、できる限り裁量を排除した透明性の高い形で、的確な措置を講じていくことが必要である。

このような視点に立って金融監督行政を行っていくためには、その中核的手法として金融機関の経営の健全性を確保するため、客観的なルールに基づき経営の早期是正を促す

いわゆる早期是正措置を導入する必要がある。同時に、この制度が適切に機能するためには、金融機関自らの資産内容の的確な把握、監督当局の検査・モニタリング体制の整備は不可欠の前提である。特に、資産内容の自己査定的重要性にかんがみ、これについては公認会計士による外部監査を活用していくことが求められる。

さらに、我が国の金融機関の海外支店における不祥事件については、相手国の法規制等に十分配意し、当該監督当局との一層緊密な情報交換を行っていかなければならない。

以上のような認識の下に、大蔵省としては、以下の措置を講ずる。

1. 金融機関のリスク管理体制・内部管理体制の充実

リスク管理体制・内部管理体制の厳格化を促すため、以下の措置を講ずる。

(1) 内部検査の充実

金融機関が直面するリスクの多様化、複雑化に伴い、金融機関自身によるリスク管理体制・内部管理体制の確立が求められる。また、当局には、金融機関のリスク管理体制を監督・検査を通じ、適切にチェックしていく機能が従来以上に求められることから、金融機関の内部検査の一層の充実を要請するとともに、当局においてその状況をモニタリングする。

具体的には、金融機関に対し、リスク管理体制・内部管理体制の整備とその適切な点検を促す観点から、当局において、①資産の健全性の状況、②内部管理の状況（法令遵守状況を含む）、③デリバ

ティブ取引等市場関連リスクの管理状況、④コンピュータ・システムの管理状況等各カテゴリーごとの検査を求め、そのためのガイドラインを示す。

(2) 外部の専門家による業務監査の実施

海外支店については、各国により法制度が異なり業務の内容も多様であること等から、各国の実情に応じて、外部の専門家による業務監査を求める。

(3) 内部監査担当者及び法令遵守担当者の設置等

金融機関内部における相互牽制機能により、適切な業務運営を確保するため、職員の長期連続休暇の取得について適切な運用を求めるとともに、海外支店について支店長から独立し本店検査部等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）、法令遵守担当者（コンプライアンス・オフィサー）の設置を要請する。

(4) 市場関連リスク管理体制の確立

金融の自由化・国際化の進展や1997年末にバーゼル銀行監督委員会合意のマーケット・リスク規制が導入されることも展望すると、金融機関の適切な市場関連リスク管理体制の確立を促す必要がある。このため、当局において、①リスク管理の基本方針、②リスク管理組織の在り方（相互牽制機能の発揮、リスク管理部門の独立等）、③リスク管理手続（リスク測定と経営陣への報告、リスク限度額の設定等）などに関するガイドライン

を早期に示す。

とりわけグローバルに市場関連業務を展開する金融機関については、国際的に見て先端的な水準のリスク管理体制の整備を求める。

2. 金融行政手法の抜本的見直し

金融機関の健全性を確保するため以下の措置を講じ、金融行政の透明性を確保し、業界との間に一定の緊張感のある行政への転換を図る。

(1) 早期是正措置の導入及び外部監査の活用

バブル経済の発生・崩壊という金融環境の激動期において監督・検査による事前の経営のチェック機能が十分果たされたとは言い難い面があったという教訓を踏まえ、金融機関の経営の健全性を確保するための監督手法として、早期是正措置を導入する。これは、金融検査部局の検査等の結果に基づき、行政担当部局が業務改善命令等の措置を客観的なルールに則り厳正に実行していくものである。したがって、早期是正措置の導入により、検査結果等が監督に一層的確に反映されることになる。具体的には、当局が金融機関に対して行う経営改善計画提出の指導や業務改善命令等の発出といった措置を、例えば自己資本の充実度等一定の基準に基づき適時に講じられるよう所要の制度的手当てを行う。あわせて、当局の検査・モニタリングの充実や金融機関の資産内容の自己査定における外部監査の活用を図ることにより、当該制度の客観

性と実効性を確保する。

欧米においては、金融機関の健全性をチェックする方法として外部監査が活用されている。外部監査の一層の活用については、当面海外支店の活動に対して外部の専門家による業務監査を求めることとするが、金融機関本体に対する外部監査の一層の活用のあり方については十分な議論を行い、今後幅広く検討していくこととする。

(2) 金融機関における不祥事件の取扱いの適正化

不祥事件の取扱いの適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- ①不祥事件が発生した場合の当局への通報は直ちに行うことを徹底するとともに、調査・解明を早急に行い、書面による報告は事件の発覚後30日以内に行うよう、報告期限の明確化を図る。海外で発生した不祥事件等については、現地の法制に則り現地監督当局に速やかに報告することを徹底する。
- ②金融機関自らが不祥事件の調査・解明を行う場合には、金融機関の検査部門等事件とは独立した部署において行わせることとする。
- ③不祥事件等の発生が経営に重要な影響を与えると判断される場合には、金融機関がその内容を適時に開示するよう徹底する。
- ④当局への不祥事件報告の対象範囲を、金融機関が株式又は出資総額の50%超を所有する子会社まで拡大する。

3. 国内及び海外拠点を通ずる金融検査の見直し

(1) 早期是正措置の導入に伴う新しい検査方法の確立

早期是正措置の導入には、その基準となる自己資本の充実度等の正確な把握が不可欠である。このため、金融機関による自己査定及び外部監査の活用を前提とした新しい検査方法を確立する。

これに伴い検査要員の充実にも努める。

①自己資本の充実度及び自己査定の正確性の評定

金融機関が、資産内容を自己査定し、外部監査によるチェックを受けた上で、その結果及び自己資本の充実度の状況を報告する。当局において、これをモニタリングし、自己資本の充実度及び自己査定の正確性に関する評定（格付け）を行う。なお、当局は、自己査定のための統一的な基準を示す。

②評定に基づく新たな検査ルールの策定

格付けの低い金融機関には、検査間隔を短くし、総合検査に加え、資産内容についての重点検査を行うこととし、格付けの高い金融機関については、資産内容は原則自己査定に委ね、検査間隔を広げるなど、新たな検査ルールを策定する。

(2) リスク管理・内部管理等に関する検査内容の充実

従来より、金融機関の資産内容、自己資本、損益状況、流動性及び経営管理（リスク管理・内部管理を含む）に関する総合検査（いわゆるCAMEL検査）

を実施してきているが、特に金融機関の業務内容とリスクが多様化、複雑化していること等に対応し、よりの確な業務運営のチェックを行うことが必要である。

そのため、金融機関のリスク管理（Risk management）・内部管理（Operations）及び諸規制の遵守（Compliance）の状況について、金融機関自らが管理体制を整備し、内部検査を行うことを前提として、その状況について当局がモニタリングを行うとともに、機動的・重点的な検査（ROC検査）を行う。

①リスク管理・内部管理等の評定

リスク管理・内部管理等の内部検査結果等を当局においてモニタリングし、自己資本の充実度等に関する評定（格付け）と同様に、リスク管理・内部管理等の状況に関する評定（格付け）を行う。

②評定に基づく重点検査の導入

格付けの低い金融機関には、総合検査に加え、更にリスク管理・内部管理等の状況についての重点検査を行うこととし、格付けの高い金融機関については、できるだけ簡易な検査内容とし、検査間隔を広げる。

(3) 海外拠点に対する検査の充実

邦銀の海外拠点が増加するとともに、その業務内容とリスクが多様化、複雑化している状況に対応し、海外拠点のリスク管理・内部管理等の実態を、一層的確に把握して適正な業務運営の確保を図るため、海外検査の充実を図る。

①新しい検査方式の導入と検査先数の確保

邦銀の本体検査の際、ニューヨーク、ロンドン等の主要拠点の検査等を行い、併せて当該地における他行の拠点の検査も行う「海外実地検査」の充実に加え、新たにアジア、米国西海岸等の主要地域にある邦銀数行の海外拠点を対象に検査等を行う「海外地域別検査」を導入することとし、検査先数の増加を図る。

②検査要員の充実と検査日数の確保

検査対象海外拠点の実態に応じ、海外検査要員の充実を図るとともに、検査日数の確保を図る。

③現物検査の実施等検査手法の充実

市場取引に関する帳票や帳簿等の照合（現物検査）を行うとともに、外部の専門家による業務監査及び内部監査の結果の活用を図る。また、海外拠点におけるリスク管理・内部管理及び諸規制の遵守（ROC）の状況を効果的に検査するためのチェックリストを作成する。

④海外検査専門班の編成

海外検査のための専門班を編成し、海外検査のノウハウの蓄積を図るほか、海外拠点のコア要員とする。なお、外国監督当局が実施する研修への参加を拡充する。

4. 外国監督当局との一層の緊密な情報交換の促進

海外拠点を有する金融機関に対する監督・検査を充実させることを目的として、外国監督当局と共通の認識の上に立った協力関係を構築し、当局間の意思疎通を円滑

化させ、情報交換をより一層緊密に行っていくために、以下の措置を講ずる。

(1) 情報交換の一層の緊密化

外国監督当局との間で、バーゼル・コンコルダットを踏まえ、現地当局が監督を効果的に行う上で必要と判断される情報等について積極的な交換を行っていくなど、連絡・通報の一層の円滑化を図る。今後、こうした考え方に立って、交換すべき情報のより具体的な内容について、二国間会合等様々な機会をとらえ、共通の理解に向け外国監督当局と意見交換していくこととする。

このため、外国監督当局との連絡・調整に当たる「国際業務企画官」を新たに設置するとともに、銀行局担当審議官のうち1人に当該業務を担当させる。

(2) 定期会合等の充実

現在年1回行われている日米及び日英監督者会合並びにアジア・太平洋四市場会合については、必要に応じ臨時会合を開催する。

また、銀行局・国際金融局の幹部と各国の担当官との間の相互訪問を充実させるほか、海外検査等に際して、外国監督当局との間で緊密な情報交換・意見交換を行う。

◆公正取引委員会・独占禁止法第4章改正問題研究会、中間報告書を発表

公正取引委員会・独占禁止法第4章改正問題

研究会は、12月27日、持株会社禁止制度の在り方に関する中間報告書を発表した。同報告書は、持株会社の禁止制度について、「持株会社が経済力集中の手段となりやすいという性格を踏まえ、かつ、現在、わが国市場の開放性・透明性を向上させることが求められていることを併せ考えると、今日においても、その枠組みを基本的に維持することは重要」との立場に立ちながらも、持株会社禁止制度の目的（事業支配力の過度の集中の防止）に反しない範囲内で見直すことが妥当であるとし、こうした目的に反しないと考えられる持株会社の類型として、①一定規模以下の会社が持株会社となる場合、②純粹分社化の目的で持株会社を利用する場合、③ベンチャー・キャピタルが持株会社となる場合、④金融業において異業態間の相互参入および破綻金融会社の救済のため持株会社形態を利用する場合、の4つのケースを挙げている。また、

一定の範囲で持株会社を認めることとした場合、独占禁止法の関連条項のうち、①大規模会社の株式保有総額の制限（第9条の2）、②金融会社の株式保有の制限（第11条）の2点について見直しが必要とし、同時に、独占禁止法だけでなく、会社法等その他の法制の見直しも必要になると指摘している。

なお、持株会社の問題については、7年3月に閣議決定された「規制緩和推進計画」において「わが国市場をより開放的なものとし、また、事業者の活動をより活発にするとの観点から、持株会社問題についての議論を深めるため、検討を開始し、3年以内に結論を得る」こととされ、7年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した報告書においては、「持株会社規制、大規模会社の株式保有総額規制を廃止すべく、速やかに検討を進め、所要の法律改正を行うべきである」と提言されていた。

◆現行金利一覧

(8年1月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利子歩合	0.5	7.9.8 (1.00)
・その他のものを担保とする 貸付利子歩合	0.75	7.9.8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7.9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.8	8.1.10 (2.6)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	3.15	7.10.16 (3.25)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	3.15	7.10.16 (3.25)
・住宅金融公庫	3.10	7.11.13 (3.15)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	3.05	7.10.16 (3.15)
(期間5年~7年)	3.10	7.10.16 (3.20)
(期間7年以上)	3.15	7.10.16 (3.25)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(8年1月16日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<1月債> <u>3.098</u>	<12月債> 2.907
	表面利率(%)	<u>3.1</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>100.01</u>	100.72
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<1月債> 2.473	<11月債> 2.473
	同税引後(%)	2.0	2.0
	発行価格(円)	88.50	88.50
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%)	(9月13日発行分~) <7月31日発行分~> 0.374	0.625
	割引率(%)	0.375	0.625
	発行価格(円)	99.9384	99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<1月債> <u>3.132</u>	<12月債> 3.000
	表面利率(%)	<u>3.1</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	100.00
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<1月債> <u>3.146</u>	<12月債> 3.013
	表面利率(%)	<u>3.1</u>	3.0
	発行価格(円)	<u>99.65</u>	99.90
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%)	<1月債> <u>1.300</u>	<12月債> 1.000
	表面利率(%)	<u>1.3</u>	1.0
	発行価格(円)	100.00	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<1月債> <u>1.900</u>	<12月債> 1.700
	表面利率(%)	<u>1.9</u>	1.7
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<1月後半債> <u>0.502</u>	<1月前半債> 0.553
	同税引後(%)	<u>0.411</u>	0.462
	割引率(%)	<u>0.49</u>	0.54
	発行価格(円)	<u>99.50</u>	99.46

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦市場委員会(FOMC)、11月15日開催の同委員会議事録を公表

米国連邦市場委員会(FOMC)は12月22日、11月15日開催の同委員会議事録を公表した。その主な内容は以下のとおり。

(結論)

リンゼイ(Lindsey)理事を除く全委員が金融政策スタンスの現状維持を支持。次回開催日までの期間の政策スタンス変更の余地についても中立のディレクティブを採択した。この間、リンゼイ理事は、①家計のバランスシート悪化に伴う耐久財消費の減退、②財政支出削減の影響、③欧州・カナダにおける財政緊縮の動きや日本・メキシコにおける金融問題(financial stress)が(海外所得の伸び悩みを通じて)米国の輸出に与える影響、といった景気下振れリスクに重点を置いて、政策スタンスの即時緩和を主張した。

(議論の要点)

- (1) 景気は、1995年夏に予想以上の拡大を示した後、明らかに拡大テンポが鈍化した。今後の見通しについては、潜在成長率近傍での成長持続を予想する見方と、下振れリスクを重視する見方に分かれた。
- (2) 物価は、生産資源の高い利用度(低水準の失業率、高水準の稼働率)にもかかわらず、予想以上に落ち着いている。先行きについ

ても、労働コストの上昇抑制により安定的に推移すると予想されるが、景気が緩やかな拡大を続けることから、インフレ率がさらに低下するとは考えにくい。

- (3) 財政政策の展開は極めて見通し難いが、予算審議の帰趨が判明するまで金融政策の発動を見送ったり、あるいは財政に関する合意の成立に合わせた金融政策の発動をコミットすることも適当ではない、との見方で一致した。

◆EU、マドリッドで欧州理事会を開催

EU首脳は、12月15、16日、スペインのマドリッドにおいて、欧州理事会(European Council)を開催した(いわゆる欧州サミット)。今回の欧州理事会では、雇用、単一通貨、政府間協議(IGC)、EU拡大について協議し、コミュニケを発表した。コミュニケの主な内容は以下のとおり。

1. 雇用

欧州理事会は、雇用創出がEU各国にとって主要な課題であるとの認識に立ち、失業減少に向けて引き続きあらゆる努力を行う。

2. 経済通貨統合(EMU)

- ①単一通貨の名称を「Euro」(ユーロ)と

する。

②1999年1月1日をEMU第3段階開始（単一通貨導入）日とする。

③単一通貨導入の具体的な手続きは次のとおり。

- ・単一通貨参加国を、1998年のできるだけ早い時期に決定する。
- ・欧州中央銀行は、1999年1月1日の業務開始に向けて十分な準備ができるように、早く設立する。
- ・1999年1月1日に、単一通貨参加国通貨とユーロとの換算レート、および単一通貨参加国通貨間の為替レートを不可逆的に固定する。これ以降、単一通貨参加国の金融・為替政策はユーロ建てで運営され、単一通貨参加国は新規の国債発行をユーロ建てで行う。
- ・新通貨に関する法整備（1999年1月1日より、現行の通貨バスケット「ECU」を廃止し、「ユーロ」が法貨として導入されることを規定）を1996年6月までに準備し、1999年1月1日に発効させる。
- ・ユーロ建て銀行券・貨幣流通は、遅くとも2002年1月1日までに開始し、流通開始後6か月間に参加国の中央銀行が自国通貨を完全に回収し、ユーロ導入を完了させる。

④EMU第3段階開始後の、単一通貨参加国の経済収斂基準^{しゅうれん}遵守を担保するフレームワーク（「安定化協定」）については、1996年中に結論を出す。

⑤単一通貨参加国と非参加国間の関係については、EMU第3段階の開始までに検討する。

3. 政府間協議（IGC）

今後のEU拡大等に向けて、EUが適切に対応できるような政治機構と組織を確立するため、EU参加国間の政府間協議を1996年3月29日から開始する。

4. EU拡大

マルタ、キプロスのEU加盟については、前記政府間協議終了の半年後より交渉を開始する。

◆1996年度ドイツ連邦予算成立

12月15日、1996年度（1～12月）のドイツ連邦予算が成立した。

本予算の概要をみると、1996年度税制改革によって、これまで歳出として計上していた児童育児手当を歳入上の税額控除としての取り扱いに変更するとの技術的要因により、歳出、歳入ともに減額となった。さらに、歳出では、約4分の1を占める労働・社会福祉関連支出の削減（失業扶助の一部廃止、連邦雇用庁に対する補助金削減等）もあって、歳出総額は前年度予算（補正後4,777億マルク）比△5.5%の4,513億マルクと、1953年度以来43年ぶりに前年を大きく下回る緊縮予算となった。また、歳入でも、課税最低所得額の引き上げによる税収減もあって、歳入総額は前年度予算（補正後4,287億マルク）比△6.4%の4,014億マルクとなった。

この結果、財政赤字額は、前年度（補正後490億マルク）比+22.2%の599億マルクとなる見通し。

1996年度予算内訳

(単位 億マルク、前年度比、シェア %)

	1995年度 (補正後)	96年度	前年度比	
			前年度比	シェア
歳出(その他とも計)	4,777	4,513	△ 5.5	100.0
食糧・農業	126	121	△ 3.4	2.7
大蔵	115	98	△14.9	2.2
経済	127	186	46.6	4.1
労働・社会福祉	1,288	1,246	△ 3.3	27.6
運輸・通信	536	514	△ 4.1	11.4
防衛	479	482	0.8	10.7
家庭・老人関係	331	125	△62.1	2.8
経済協力	81	81	0.5	1.8
研究・技術・教育・科学	155	157	1.1	3.5
生活補償	147	155	5.4	3.4
国債関係費	880	860	△ 2.3	19.1
歳入	4,287	4,014	△ 6.4	88.9
財政赤字額	490	599	22.2	13.3

◆フランス銀行、1995年の金融政策の評価・1996年の金融政策方針を公表

フランス銀行は、1月18日の金融政策理事会において、1995年の金融政策の評価と1996年の金融政策方針を決定し、公表した。その概要は以下のとおり。

1. 1995年の金融政策の評価

金融政策の最終目標である物価安定、ならびに最終目標を達成するための中間目標として位置付けられている通貨の対外価値、国内マネーサプライの各目標とも達成できた(1995年の目標の内容については『日本銀行月報』1995年1月号の要録参照)。

2. 1996年の金融政策方針

- (1) 最終目標である物価安定については、1996年末までの物価上昇率を中期的目標と同じ2%以下とする。
- (2) 同最終目標達成のため、次の2つの中間目標を設定する。
 - ①ERM参加国通貨の中で、最も信認を得ている通貨グループに対する仏フラン価値の安定を確保すること。
 - ②マネーサプライ(M₃)の中期的な増加率を5%とする。これは、物価上昇率2%以下、実質成長率のトレンド約2.5%(注)という数値と整合的。
(注)2.5%を超える成長余地があると補足。
- (3) 国内総負債残高を引き続き重要なインディケータとしてモニターする。また、長期金利、経常収支の動向を引き続き注視していく。
- (4) 上記の金融政策は、低い調達金利を通じてフランス経済の競争力強化に貢献するとともに、失業問題にも対応するもの。

3. 政府の経済政策

段階的かつ着実な財政赤字削減と教育や職業訓練、労働市場慣行等の分野における構造改革の必要性を強調するとともに、民間部門の「コンフィデンス」回復のためにも、物価安定と通貨の信認維持が重要であると指摘。

◆欧州各国の中央銀行、政策金利を変更

欧州各国の中央銀行は、以下のとおり政策金利を引き下げた(()内は実施日)。

- ・フランス銀行 (1月18日)
市場介入金利 4.45→4.20%
5~10日物現先オペ金利 5.85→5.60%
- ・イングランド銀行 (1月18日)
最低貸出金利 6.50→6.25%
- ・ベルギー国立銀行 (1月10日)(1月17日)(1月24日)
中心金利 3.75→3.70→3.65→3.55%
限度内貸出金利 5.00→4.95→4.90→4.80%

◆イタリア、1996年度予算成立

イタリアでは、12月29日、1996年度(1996年1月~12月)予算が成立した。同予算では、1995年6月に決定された「経済・財政3か年計画」に基づき、1996年度中に32兆5000億リラの財政赤字削減策を盛り込んでおり、1996年の財政赤字対GDP比は5.8%に低下することを見込んでいる。

◆ロシア、下院選挙を実施

ロシア下院選挙(12月19日実施)の結果、共産党が全議席(450議席)の3分の1以上を占める第1党となった。政権与党の「我が家ロシア」は、12%の得票率にとどまった。

ロシア下院の勢力図

政 党	議 席 数
共 産 党	157
我 が 家 ロ シ ア	55
自 由 民 主 党	51
ヤ ブ ロ コ	45
農 業 党	20
そ の 他	122
合 計	450

◆韓国政府(財政経済院)、投資信託業および投資顧問業の一部自由化を実施

韓国政府(財政経済院)は、11月27日、「投資信託業および投資顧問業開放案」を策定し、これに基づき12月1日より既存の投資信託会社・投資顧問会社における外国人の持株比率上限の引き上げ(10%→49%)を実施したほか、従来認めていなかった外国投資顧問会社の韓国国内における支店開設について許可制に移行した。なお、同案による今後の自由化スケジュールは以下のとおり。

(投資信託業)

1996年12月：外資との合弁による投資信託会社の設立および外国投資信託会社の韓国国内における支店開設の許可

97年12月：既存の投資信託会社における外国人持株比率上限の撤廃

98年12月：100%外資による投資信託会社設立の許可

(投資顧問業)

1997年12月：100%外資による投資顧問会社設立の許可

98年12月：既存の投資顧問会社における外国人持株比率上限の撤廃

◆韓国政府(財政経済院)、保険市場の自由化計画を発表

韓国政府(財政経済院)は、11月30日、国内保険業の競争力強化や顧客サービス拡大を目的とする「保険市場自由化計画」を策定し、1997年

より段階的に自由化を実施する旨発表した。同計画の概要は以下のとおり。

- ①1997年1月より韓国内に営業所を持たない外国生命保険会社の韓国内での生命保険の販売を認める。
- ②同月より外国保険会社に海外旅行保険、長期損害保険、船舶保険の販売を認める。
- ③同年4月より韓国の保険会社の外国保険会社との再保険契約の締結を自由化する。

◆韓国銀行、外国為替持高規制の一部を変更

韓国銀行は、1996年1月1日より外国為替持高規制を以下のとおり変更した。

- ①外国為替持高（直先合計、ネット）の上限を金融機関の前月末の自己資本（外国銀行については支店の持込資本金）の15%または3千万ドルのうちいずれか大きい額とする（従来は、前月の輸出入に係る外国為替取扱実績の2倍という基準も上限として併用されており、金融機関はいずれか一方を選択していた）。
- ②直物外貨売越しポジション上限の引き上げ（金融機関の自己資本の2%または3百万ドルのいずれか大きい額→同3%または5百万ドルのいずれか大きい額）。
- ③一部の在韓外国銀行支店に認められている韓国銀行とのウォン・ドルスワップの上限を引き下げる（12億9千万ドル→11億6千万ドル）。

◆台湾政府、海外個人投資家の台湾株式投資規制を緩和

財政部・台湾中央銀行は、金融自由化の一環として、11月29日、1996年2月より海外個人投資家による台湾株式投資を解禁する旨合意した（行政院くわが国の内閣に相当の承認を得て発効する予定）。

本措置により、非居住者の台湾株式市場への投資に関する3段階（注）の自由化（1982年発表）の最終段階に到達した。なお、財政部・台湾中央銀行は2005年までに金融自由化を完了することを目指している。

（注）第1段階は投資信託を通じた間接投資の認可、第2段階は海外機関投資家による直接投資の認可、第3段階は海外個人投資家による直接投資の認可。

◆台湾中央銀行、海外機関投資家の台湾株式投資規制を緩和

台湾中央銀行は、12月16日、金融自由化の一環として、個々の海外機関投資家の台湾株式市場における投資額の上限を、現行の2億ドルから4億ドルに引き上げることを決定した。

なお、投資額が4億ドルの上限に達した場合は、4億ドルの全額を既に台湾に送金し、そのうち70%を株式に投資していることを条件に、年1回に限り投資枠の追加申請が認められる。

◆台湾政府、対外送金規制を緩和

行政院は、12月21日、金融自由化および株債対策の一環として、海外機関投資家の投資元本および株式売却益の送金規制の撤廃を承認した（従来は投資元本の送金は台湾への投資後3か月以上経過のみ、株式売却益の送金は年1回に限り容認していた）。

◆台湾中央銀行、為替予約取引規制を緩和

台湾中央銀行は、12月21日、金融自由化の一環として為替予約取引に関する規制緩和を発表した（1996年1月4日実施）。

規制緩和の概要は以下のとおり。

- ①従来輸出入業者、運輸、保険業者等実需筋のみに認めていた為替予約取引を大幅に自由化する。
- ②最長取引期間を現行の6か月から1年に延長する。
- ③顧客預託金（現行取引額の3%）の義務付けを廃止し、顧客と銀行間の交渉により預託金額を決定する。

◆台湾中央銀行、対内送金規制を緩和

台湾中央銀行は、12月27日、金融自由化の一環として、転換社債および海外預託証券（GDR）により海外調達した資金の台湾への送金に関する限度額（30億ドル）規制の撤廃を発表した（1996年1月1日実施）。

ただし、資金運用は従来どおり、工場拡張および国家経済・技術プロジェクトへの投資に限定される。

◆香港銀行協会、預貸金金利を引き下げ

香港銀行協会は、12月22日、米国の短期金利引き下げを受け、預貸金金利の0.25%引き下げを決定した。これを受けて中国銀行では同日、他の主力銀行（香港上海銀行、スタンダード・

チャータード銀行等）は27日、プライムレートを0.25%引き下げた（9.0%→8.75%）。なお、預貸金金利の引き下げは、1992年7月以来3年5か月ぶり。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き上げ

フィリピン中央銀行は、海外からの直接投資流入を契機とした景気拡大や干ばつ等の影響による食料品価格の上昇を背景に、引き続きインフレ率が高水準で推移している状況下、11月9～27日に、対金融機関貸出金利（オーバーナイト）を累計3.375%引き上げ、16.0%とした（1995年10月2日以来、計7回、累計4.75%の引き上げ）。

◆フィリピン政府、拡大付加価値税を導入

フィリピン政府は、10月30日に最高裁が拡大付加価値税（課税範囲を不動産取引、通信業務、ホテル業務等に拡大、税率10%）に対し合憲判決を出したことを受け、1996年1月1日より同税を導入した。

同税の導入は1994年6月のIMFによる拡大信用供与の条件であり、当初同年7月に実施予定であったが、憲法違反との提訴から実施が差し止められていた。

◆タイ中央銀行、1996年経済見通しを発表

タイ中央銀行は、12月21日、実質GDP成長率等について、1995年の実績見込みならびに

1996年の見通しを発表した。1995年実績見込みについては、実質GDP成長率を7月時点の8.6%に据え置く一方、洪水の影響で食料品価格が高騰していることから、消費者物価上昇率を上方修正した。また、中間財、資本財の輸入増加により貿易収支が悪化していることから、経常収支の赤字額についても上方修正した。

1996年の経済見通しについては、景気がスロウダウンする中で（実質GDP成長率、+8.3%）、消費者物価上昇率が低下し、経常収支赤字幅が若干縮小するものと予測している。

1996年の経済見通し

	1995年 7月時点 見通し	95 実 見 込 み	96 年 績 見 通 し
実質GDP（前年比%）	8.6	8.6	8.3
C P I（前年比%）	5.0	5.8	4.9
経常収支（億バーツ） [対GDP比（%）]	△2,570 [△6.3]	△2,955 [△7.1]	△2,530 [△6.5]

◆タイ中央銀行、消費抑制に関する新たな規制を実施

タイ中央銀行は、12月28日、クレジットカードを用いた自動車購入等の個人消費の拡大がインフレの加速と経常収支悪化の一因となっているとして、新たな規制を導入した。これに伴い、自動車購入者は25%の自己資金を用意し、2年以内に借入金を返済することが必要となる。また、クレジットカードの加入申請に関する規制を強化し、これまでの年収12万バーツ（約4.8千ドル）以上としていた加入申請者の条件を、年収24万バーツ（約9.6千ドル）以上に引き上げた（ただし、公務員、国営企業従業員については従来どおり年収12万バーツ以上であれば申請を認める）。

◆マレーシア、クアラルンプール金融先物取引所（KLOFFE）が開業

マレーシアでは、12月15日、海外投資家からの資金流入を促すための資本市場改革の一環として、同国初の金融先物市場であるクアラルンプール金融先物取引所（KLOFFE）が開業した。同取引所ではクアラルンプール株価指数先物の取引を扱う。なお、同取引所は、アセアン諸国では、シンガポールに次いで2番目の金融先物市場である。

◆マレーシア、ラブアン・オフショア金融サービス庁設置法案が下院で可決

マレーシアでは、12月21日、ラブアン・オフショア金融サービス庁設置法案が下院で可決された。現在、オフショア業務に関係する当局は6機関に及んでいるが、同庁は、ラブアン島におけるオフショア金融業務の免許交付、監督、規制を一元的に扱うことを予定している。

◆インドネシア中央銀行、預金準備率を引き上げ

インドネシア中央銀行は、12月14日、預金準備率を引き上げ（2%→3%）、1996年2月1日より実施することを決定した。同中央銀行は、「輸入や銀行貸出が著増するなど、景気過熱気味の状況下、市中銀行に対して慎重な対応を求めするための措置」と説明している。なお、預金準備率の変更は、1988年10月に大幅に引き下げて（15%→2%）以来7年ぶり。

◆中国人民銀行、全国35都市を継ぐインターバンク市場を創設

中国人民銀行は、1996年1月3日、上海に全国35都市を継ぐインターバンク市場を創設し、中国の地場銀行に対し、人民銀行の設定する金利の上下限の範囲内で、オーバーナイト以上1年未満の6種類（7日未満、20日、30日、60日、90日、120日物）の人民元建て貸借を試験的に認めた（4月1日正式に取引開始）。

なお、インターバンク取引は銀行間外為取引市場のコンピュータ・システムを利用して行われるほか、中国人民銀行は同市場取引の加重平均金利をCHIBORとして公表する予定である。

また、同行は、4月1日より国債による公開市場操作を開始する方針である。

◆中国民生銀行（初の民営企業出資銀行）設立

12月、民営企業への資金供給を目的とする中国民生銀行が、初の民営企業出資により設立され、1996年1月営業を開始する予定。

なお、同行は1995年7月の商業銀行法制定後初の新設銀行（中国の民間商業銀行としては16番目）。

◆中国共産党と中国国務院、中央経済工作会議を開催

中国共産党と中国国務院は、12月5日から7日まで中央経済工作会議を開催し、1996年の経済運営方針を以下のとおり決定した。

- ①農業生産の拡大
- ②国有企業改革の推進
- ③インフレの抑制等マクロコントロールの強化
- ④法律の一段の整備
- ⑤外資企業への内国民待遇の付与等、対外開放政策の高度化